

第9次陸前高田市教育振興基本計画
(素案)

第9次教育振興基本計画の策定にあたって

目次 基本計画編

序章 基本指針

- 1 策定の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 計画の体系

第1編 総論

第1章 現状と環境の変化

- 1 人口減少、少子化、高齢化の進行
- 2 急速な技術革新
- 3 グローバル化の進展
- 4 子どもを取り巻く社会経済的な課題への対応
- 5 地域間格差の拡大
- 6 東日本大震災からの復旧・復興

第2章 国・県・市の動向

- 1 国の動向
- 2 県の動向
- 3 市の取組

第3章 教育の課題

- 1 地域の信頼に応える学校づくり
- 2 復興・防災教育の推進
- 3 心の教育の充実
- 4 グローバル人材の育成
- 5 家庭と地域の教育力の向上
- 6 生涯学習の推進
- 7 芸術文化の振興
- 8 文化財の保護と活用
- 9 生涯スポーツの推進

第4章 基本姿勢

- 1 長期的展望に立った実効性ある計画づくり
- 2 役割の分担・連携
- 3 市民の参画
- 4 地域の特性を生かす

第5章 めざす教育の将来像と基本目標

● めざす教育の将来像

● 基本目標

○ 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

基本目標1 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

基本目標2 子どもたちを健やかに育むまちづくり

基本目標3 とともに支え、健康に暮らすまちづくり

基本目標4 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

第2編 部門別計画

復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

第1章 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進する

第1節 教育施設の復旧

子どもたちを健やかに育むまちづくり（基本目標1（総合計画基本目標4））

第1章 一人ひとりを大切にした学校教育を推進する

第1節 長期にわたる児童生徒の心のケアの実施

第2節 配慮を要する児童生徒の支援の充実

第3節 学校不適応児童生徒の不適応解消に向けた支援

第4節 いじめのない、いじめを許さない学校づくりの推進

第2章 知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりを推進する

第1節 確かな学力を育む教育の推進

第2節 豊かな心を育む教育の推進

第3節 健やかな体を育む教育の推進

第4節 社会の変化に対応する教育の推進

第5節 夢と希望を拓くキャリア教育の推進

第6節 グローバル人材を育成する教育の推進

第3章 家庭や地域の教育力を高める

第1節 たくましい子どもを育てる家庭教育の支援

第2節 地域全体で子どもを育てる環境づくり

第3節 青少年の健全育成活動の推進

第4節 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進

第4章 安心・安全な学校教育環境を整える

- 第1節 小中学校の安全と教育環境の整備
- 第2節 自らの命を守り抜くための防災教育の推進

快適に気持ちよく暮らすまちづくり（基本目標2（総合計画基本目標2））

第1章 生涯学習を推進する

- 第1節 多様な学びの機会の充実
- 第2節 学びを通じた地域づくり
- 第3節 学びの場となる施設の整備・充実

第2章 地域の伝統や文化を大切にする

- 第1節 みんなが親しめる多様な文化芸術活動の推進
- 第2節 自然・歴史・文化資源の保護と継承
- 第3節 歴史と風土に培われた文化財の保存と活用
- 第4節 文化活動を育てる環境の整備

ともに支え、健康に暮らすまちづくり（基本目標3（総合計画基本目標5））

第1章 共生のまちづくりを推進する

- 第1節 すべての人がスポーツに親しむ環境の整備

第2章 市民の健康づくりを推進する

- 第1節 生涯スポーツの推進
- 第2節 市民のスポーツの機会の創出

活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり（基本目標4（総合計画基本目標7））

第1章 地域資源を活かした観光振興を推進する

- 第1節 スポーツ施設を活用した交流人口の拡大

序章 基本指針

1 策定の目的

教育を取り巻く環境は、核家族化、少子化の進行、生活様式の変化、価値観の多様化など様々な要因により大きく変化しています。

このような中で、市民一人ひとりが生きがいと他人を思いやる心を持ち、充実した人生を送ることができる「生涯学習社会」の実現が求められています。

また、子どもたちが、新しい時代を切り開く能力と、他人を思いやる豊かな心を育むことができるよう教育の質を高めることや、教育環境の整備・充実が必要となっています。

このような考え方のもとに、長期的な見通しに立ち、本市教育の進むべき方向とそれを実現するための基本的な施策を明らかにするため、陸前高田市教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の性格

(1) この計画は、長期的展望に立って、本市の教育振興の方向と目標及びこれを達成するための総合的な教育行政施策を明らかにするものであり、陸前高田市まちづくり総合計画の教育行政部門の具体的な内容を示すものです。

(2) この計画は、市民に対して、教育振興の目指す方向や施策について、理解、協力及び積極的な参加を求めるものです。

また、国や県教育委員会に対しては、地域の個性や主体性を尊重しつつ、その創意工夫が生かされるよう、必要な支援、協力を要請するものです。

3 計画期間

この基本計画は、2019年度を初年度とし、2023年度を目標年次とする5か年計画とします。

4 計画の構成

(1) この基本計画は、「総論」・「部門別計画」で構成します。

(2) この基本計画の内容は、次のとおりとします。

総論においては、陸前高田市震災復興計画期間満了後を展望した本市教育の振興方向とそれを実現するための基本の方策を明らかにします。

部門別計画においては、総論に基づき、教育の基本の方策を実現するための施策の方向を明らかにします。

5 計画の体系

陸前高田市教育振興計画(第9次)の体系

【目指す教育の将来像】	【基本目標】	【基本政策】	【基本施策】	【取組内容】
「郷土で学び夢を拓く、心豊かでたくましい人づくり」	○ 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり	○ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進する	1 教育施設の復旧	・ (仮称) 市民文化会館、博物館の整備
		1 一人ひとりを大切にされた学校教育を推進する	2 長期にわたる児童生徒の心のケアの実施	・ 震災等の影響によるストレスを抱える子どもたちへの組織的・継続的な支援による心のケアや教育相談活動の充実
			3 配慮を要する児童生徒の支援の充実	・ 学習や生活面で配慮を要する子どもへの支援によるノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりの具現化、すべての子が豊かに学べる教育環境の実現
			4 学校不適応児童生徒の不適応解消に向けた支援	・ 学校・スクールカウンセラー・教育相談員・適応支援員の連携による学校不適応児童生徒の学校復帰に向けた相談活動や学習支援
			5 いじめのない、いじめを許さない学校づくりの推進	・ 学校・保護者・関係団体の連携によるいじめ防止の啓発や対策に関する実効的な取組の推進
			6 確かな学力を育む教育の推進	・ 生きる上での知恵やたくましく生き抜くための力の育成を全教育活動の中で展開することによる基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成
			7 豊かな心を育む教育の推進	・ 心に響く道徳教育の推進や主体性を育む特別活動の推進、自然体験やボランティア活動などの体験活動の充実
			8 健やかな体を育む教育の推進	・ 異年齢などの集団活動の積極的な取入れ、他地域の方々との交流活動の推進
			9 社会の変化に対応する教育の推進	・ 感謝の心や挨拶、社会的マナー、真摯に学ぶ態度、人の痛みを理解する心などの育成のための学校・家庭・地域が連携した取組
1 子どもたちを健やかに育むまちづくり	2 知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりを推進する	10 夢と希望を拓くキャリア教育の推進	9 社会の変化に対応する教育の推進	・ 楽しみながら運動することで体力を向上することができる学校体育の充実、安全・安心な学校給食の提供、食育をはじめとした健康教育の推進
		11 グローバル人材を育成する教育の推進	10 夢と希望を拓くキャリア教育の推進	・ 学校・家庭・地域が連携しながら、放課後や休日の屋外遊びの奨励による運動の日常化や、食事・睡眠・休養等の基本的な生活習慣の確立
		12 たくましい子どもを育てる家庭教育の支援	11 グローバル人材を育成する教育の推進	・ 学校のコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を整備し、情報教育の推進
		13 地域全体で子どもを育てる環境づくり	12 たくましい子どもを育てる家庭教育の支援	・ 教員のICT(情報・通信技術)活用の指導力の向上
		14 青少年の健全育成活動の推進	13 地域全体で子どもを育てる環境づくり	・ 環境教育、消費者教育、プログラミング教育などの現代社会の諸課題の指導における身に付けさせたい力の明確化、教科間の連携・協力、教科の枠を越えた横断的・総合的な教育活動の展開の
		15 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進	14 青少年の健全育成活動の推進	・ 学校・家庭・地域の相互連携、適切な役割分担による一体的な教育の推進
		16 小中学校の安全と教育環境の整備	15 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進	・ 基礎的資質・能力を身に付けるための学校、家庭や地域、関係機関が連携したキャリア教育の一
		17 自らの命を守り抜くための防災教育の推進	16 小中学校の安全と教育環境の整備	・ 故郷に対する誇りや愛着、社会参画に向けた主体的な態度の育成
		18 多様な学びの機会の充実	17 自らの命を守り抜くための防災教育の推進	・ 市内内外の企業の協力による様々な体験活動の展開、主体的に人生設計を立て、進路選択できる能力である「人生設計力」の育成
		19 学びを通じた地域づくり	18 多様な学びの機会の充実	・ 外国語指導助手などのネイティブ・スピーカーや教育機器を活用した「外国語を用いて主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度」の育成
		20 学びの場となる施設の整備・充実	19 学びを通じた地域づくり	・ 中学校外国語科における授業交流や指導計画などの小中学校が連携した英語教育の推進
		21 みんなが親しめる多様な文化芸術活動の推進	20 学びの場となる施設の整備・充実	・ 国際交流活動等の推進による実践的な基礎英語力の向上
		22 自然・歴史・文化資源の保護と継承	21 みんなが親しめる多様な文化芸術活動の推進	・ 国際理解教育の充実
		23 歴史と風土に培われた文化財の保存と活用	22 自然・歴史・文化資源の保護と継承	・ 学習情報や学習資料の提供による家庭教育への関心と理解及び保護者の学習活動の促進
		24 文化活動を育てる環境の整備	23 歴史と風土に培われた文化財の保存と活用	・ 学校、保育所、子育て支援団体等と連携した保護者の学習機会の提供及び講座の内容の充実
		25 すべての人がスポーツに親しむ環境の整備	24 文化活動を育てる環境の整備	・ による家庭の教育力の向上
		26 多種、多様なスポーツ団体の育成、競技力の向上等	25 すべての人がスポーツに親しむ環境の整備	・ 乳幼児期からの読書活動の推進
		27 市民のスポーツの機会の創出	26 多種、多様なスポーツ団体の育成、競技力の向上等	・ 関係団体等と連携した相談体制の充実、子育てに関するネットワークづくり、子育て支援関係者の活動支援等による保護者の支援体制の強化
○ 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり	3 共に支えあい、健康に暮らすまちづくり	7 共生のまちづくりを推進する	27 市民のスポーツの機会の創出	・ 放課後子ども教室の活用などによる地域住民等の協力を得ながらの体験活動等や学習支援の充実
		8 市民の健康づくりを推進する	1 スポーツ施設を活用した交流人口の拡大	・ 公民館を中心とした世代間の交流事業等による地域住民による積極的な学習支援の取組促進
		9 地域資源を活かした観光振興を推進する		・ 青少年の主体的に学習活動・体験活動を行う意欲の啓発及び学校外活動を促進するための環境

第 1 編 総 論

第 1 章 現状と環境の変化

これからの陸前高田市における教育を展望した場合、少子高齢化社会・情報化社会等が進み、人と人の繋がりが希薄化してきた社会情勢の中で、時代の潮流を明確にとらえ、的確に対応していく必要があります。

1 人口減少、少子化、高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークとして減少傾向にあり、2030 年にかけて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少し、65 歳以上が総人口の 3 割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

また、児童生徒数も、少子化の影響から近年減少傾向にあり、2017 年度の調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

陸前高田市においても人口、児童生徒数ともに年々減少が続く中、高齢化が進み、東日本大震災をきっかけとしてその傾向が一層顕著となり、今後もさらに続くものと見込まれています。

2 急速な技術革新

現在の社会は知識基盤社会であり、知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増しており、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新の一層の進展が予測されます。

こうした変化の激しい社会を生き抜いていくためには、一人一人が質の高い学びを重ね、新たな価値を生み出す力を身に付けることが不可欠です。

3 グローバル化の進展

グローバル化が加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人々の生活圏が拡大し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、今後も一層の進展が予想されます。

本市においては、米国クレセントシティ市との友好交流に関する協定や、シンガポールとの 2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンに関する覚書を締結し、産業、教育、行政などさまざまな分野での交流が行われています。

地域が直接世界とつながる時代の中で、伝統や文化へ理解を深め、世界の多様な文化の中で自他の違いを尊重し合いつつ、グローバルな視点をもって豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が重要です。

平成 24 年度から中学校において必修とされている武道も、日本人としての自覚を促すための教育の一環となるものです。

また、国語能力の基礎の確立や表現力の向上により、さらには平成 30 年度から小学校 3 年生以上での実施となっている小学校における英語教育などにより、外国人が身近な存在となっている今日の社会において、コミュニケーション能力の育成が図られてお

り、今後一層の取り組みが求められています。

4 子どもを取り巻く社会経済的な課題への対応

家庭の経済状況による子どもの学習環境や進学等への影響が指摘されており、意欲と能力があるにもかかわらず経済的事情により進学等を断念せざるを得ないなど、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていくことが重要です。

5 地域間格差の拡大

人口の東京一極集中の傾向が加速し、東京圏とその他の地域では一人当たりの県民所得等に差が生じており、大学進学率についても都市部で高く地方では低い傾向が見られるなどの地域差が生じています。

6 東日本大震災からの復旧・復興

平成 23 年に発生した東日本大震災は、地震と想定外の津波により、広範多岐にわたる地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらしました。

震災からの一日も早い復興に向けて、平成 23 年 12 月には陸前高田市震災復興計画を策定し、国内はもとより、世界各国からのご支援をいただきながら、国、県と連携し、各種施策を実行し、全力で復興事業に取り組んできたところです。

この間、子どもたちの心のケアを重点課題として、学校施設の復旧や学習環境の整備、社会教育施設の復旧に努めてきたところですが、子どもたちを取り巻く環境は依然厳しく、引き続き子どもたちの心のケアに重点的に取り組む必要があります。

第2章 国・県・市の動向

1 国の動向

- 平成 18 年 12 月、教育基本法を改正し、生涯学習の理念や家庭教育、幼児期の教育、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力、教育振興基本計画などについて、新たに規定しています。
- 平成 19 年 6 月、教育三法(学校教育法、地域教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法)を改正し、改正教育基本法の新たな教育理念を踏まえた義務教育の目標を定めたほか、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教員免許更新制の導入などを行っています。
- 平成 20 年 6 月、社会教育法、図書館法、博物館法を改正し、学校、家庭、地域住民との連携や協力、家庭教育に関する情報の提供、公民館、図書館、博物館の運営状況に関する評価、学習成果を活用して行う教育活動の機会の提供などについて、新たに規定しています。
- 平成 20 年 7 月、教育基本法第 17 条に基づき、政府として初めて教育振興基本計画を策定しました。改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、10 年先を見据えた 5 年間の計画として策定、「教育立国」を宣言し、未来を切り拓く教育の振興に社会全体で取り組んでいくことを目指しています。
- 平成 25 年 6 月には第 1 期の教育振興基本計画の検証結果を踏まえて第 2 期教育振興基本計画を策定し、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、生涯を貫く教育の方向性を設定し、教育政策を推進してきました。
- 教育基本法の理念を踏まえ、第 2 期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人生 100 年時代や超スマート社会 (Society5.0) の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造を今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点とし、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しました。
- 平成 29 年 3 月、学習指導要領を改定し、我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の充実や、学校全体として、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立等を重視する内容となっています。

新しい学習指導要領は、小学校が 2020 年度から、中学校が 2021 年度から全面实施することとされ、一部平成 30 (2018) 年度から先行実施されています。
- 地域における文化財の総合的な保存・活用の促進、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に係る制度の見直しなどの図るため、平成 30 年に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、文化財保護に関する事務を地方公共団体の長が管理・執行できることとし

ました。

2 県の動向

- 岩手県では、平成 22 年 3 月、第 8 次岩手県教育振興基本計画に代え、「みんなではぐくむ学びの場いわて」を教育実践の理念とする「岩手の教育振興」を策定しています。

「岩手の教育振興」は、平成 21 年 12 月に策定した「いわて県民計画」に掲げる教育政策のうち県教育委員会が所管する分野の今後 10 年間の基本方向について、より理解を深めるためのガイドラインとしています。

- 平成 19 年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校体育以外のスポーツ及び文化財の保護以外の文化に関する事務の知事部局への移行が可能となったことから、平成 29 年度に知事部局に「文化スポーツ部」を設置し、これらの事務を管理・執行しています。
- 平成 31 年度（2019 年度）から新しい「岩手県総合計画」が策定・実施されることに伴い、その内容を踏まえ、岩手県教育委員会では、新しい「岩手県教育振興計画」を策定・実施することとしています。

3 市の取組

- 本市の教育の振興については、平成 22 年度まで第 8 次にわたって、教育振興基本計画を策定し、長期的な見通しをもって、本市教育の進むべき方向と、これを実現するための教育行政施策を明らかにし、教育水準の向上を図ってきたところです。
- 第 8 次教育振興基本計画においては、人生を豊かにする生涯学習、人格形成を育む学校教育及び魅力ある社会教育の推進、豊かなスポーツライフの実現、多様で個性ある文化の創造を施策の基本方向として、改正教育基本法に新設された「生涯学習の理念」（国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。）の実現を目指し、市長を本部長とする市生涯学習推進本部を中心に関係機関・団体との連携・協力のもと、本市生涯学習の総合的、体系的な推進を図ってきたところです。
- 東日本大震災からの復興に向けては、子どもたちの心のケアを重点課題として、学校施設の復旧や学習環境の整備、社会教育施設の復旧に努めてきたところです。
 - ・ 震災の影響により児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、復興加配教員やスクールカウンセラーの配置などにより、子どもの心に寄り添ったきめ細かな学習指導や心のケアに努めているほか、通学環境変化に対応したスクールバスの運行など、被災家庭への支援を行っています。
 - ・ 学校施設については、高田東中学校が平成 28 年 10 月に、気仙小学校が平成 30 年 11 月に完成し、それぞれ 3 学期から新校舎での学校生活がスタートしています。
 - ・ 社会教育施設の復旧整備については、平成 29 年 7 月には中心市街地に大型商業施設と一体的に整備した図書館が、平成 30 年 4 月には総合交流センターがそれぞれ供用を開始しています。
- 学校教育については、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバラ

ンスよく備えたたくましい人づくりを推進していきます。

- ・ 子どもたちが、自らの夢・希望・目標を実現できる基礎的・基本的な学力や実生活で生きて働く学力、主体的に学習する態度の育成など「確かな学力」を育む教育に努めます。
- ・ 子どもたちが、夢や希望を持ち、自分の利益だけでなく社会や公共のために考えたり、豊かな感性を養ったりするなど「豊かな人間性」を育む教育に努めます。
- ・ 子どもたちが、「生きる力」の源となる体力や生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための基本的な生活習慣の形成など「たくましく生きるための健康・体力」を育む教育に努めます。
- ・ 子どもたちを取り巻く社会の現状や学校教育の課題等から、子どもたちが一人の人間として「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる生きる力」を培うためのキャリア教育を推進します。
- ・ 学校・家庭・地域がそれぞれの果たすべき役割について共通理解し、一体となって子どもの「生きる力」を育むように努めます。
- ・ 東日本大震災から得た教訓を決して忘れることなく、教育の根幹に据えながら、後世へと語り継いでいく復興・防災教育を推進します。
- 社会教育については、たくましい子どもを育てる家庭教育の支援、いつでも、どこでも、だれでも学べる学習活動の支援、市民との協働による生涯学習の推進などに取り組んでいます。
- ・ 市民の学習活動の支援としては、地域での自主的な学習活動への講師派遣や各地区公民館での世代に応じた講座開設など多様な学習機会の提供に努めているほか、中高生のボランティア活動の機会提供や、地域における小学生の体験活動の支援など青少年の健全育成に取り組んでいます。
- ・ 家庭、地域の教育力の向上と学校との連携、協働の推進については、乳幼児を持つ保護者を対象とした教室や保育所、学校と連携した家庭教育学級の開催、地域住民がボランティアとして学校支援活動を行う仕組みの構築などを進めてきました。
- ・ 図書館については、東日本大震災における被災後は、仮設施設として運営をしてきましたが、平成 29 年 7 月に商業施設と一体的に整備した新館が開館し蔵書の充実と利用者の利便性の向上に努めるとともに、各種事業を展開し、読書活動の推進を図っています。
- ・ 博物館においては、東日本大震災で被災した博物館の復旧を目指し、被災した資料の処理と修復に努め、市民の心の復興に資するよう取り組んできたところです。
市内各地で収集された自然・歴史・文化的また、新しい資料の収集を行い、保存管理に努めるとともに、調査研究を進め、資料の有効活用を図るため、各種教育普及活動を展開するなど、豊かな歴史・文化・自然の保存と継承に努めています。
- 文化芸術の振興については、市民の自主的な文化芸術活動の支援や鑑賞機会の提供を行うとともに、文化財の適切な保存と活用のための調査などを進めています。
- ・ 市民芸術祭の開催による活動発表の場の提供、文化芸術団体の活動の支援、小中学生を対象とした芸術鑑賞の機会提供など、文化芸術に親しむ環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 貴重な文化財を適切に後世に伝えるため、文化財の保存に努めるとともに、市内文

化財基礎調査等文化財の調査、研究を進めています。

- ・ また、国の史跡である中沢浜貝塚の公有化事業に取り組み、史跡の保存を図るとともに、開発により消滅する恐れのある遺跡については緊急発掘調査を実施し、史実の解明と保存に努めています。
- スポーツの振興については、東日本大震災において市民体育館が被災したことから、被害を免れた既存施設、学校体育施設の利用や、近隣市町村の施設を利用せざるを得ない状況が続いていましたが、平成 30 年 4 月に総合交流センターが開館したことから、施設の利用促進を図るとともにスポーツ活動の拠点として、各種大会やスポーツ教室の開催など、生涯にわたるスポーツ活動の推進に努めています。

第 3 章 教育の課題

少子高齢化や社会経済のグローバル化の急速な進展により、人生 100 年時代や超スマート社会の到来が予想され、社会の変化を正確に予測することがますます難しくなっています。

未来にわたって持続可能なまちづくりを進めるに当たっては、子どもたち一人ひとりの人間形成と自己実現を支え、「生きる力」を真に備えたたくましい人材を育成するとともに、地域への愛着と誇りを育み、地域の発展を支える人材の定着を図ることが重要です。

また、市民が主体的に学習活動に取り組み、学びの成果を地域課題の解決へと還元しながら、生涯を通じて生き生きと活躍できる環境づくりが必要です。

1 地域の信頼に応える学校づくり

学校は、子ども達の「生きる力」を育むことを基本に、一人ひとりの多様な個性や能力を引き出し、伸ばすことが求められています。

このため、コミュニティースクールの仕組み等を生かしながら、地域社会との連携をより深め、特色ある教育の諸活動を展開し、様々な創意と工夫が織り成す「目標達成型の特色ある学校教育」が推進されることが大切であり、開かれた学校づくりを一層推進する必要があります。

2 復興・防災教育の推進

東日本大震災以降、岩手県では、「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成」を目的とし、震災津波の体験から得られた教育的価値を具体化する「いわての復興教育」を推進してきました。本市においても、各学校の実情に応じながら、命の大切さ、自然との共存、人や地域とのつながり、社会への参画、防災や安全について等、学びを深めてきました。特にも、子どもたちが自然災害等から自分の命を守り抜く力を身に付けるための実践的な防災教育が、各学校において重点的に展開されてきました。

しかしながら、震災からの時間の経過とともに、記憶の風化や危機意識の低下も懸念されてきています。震災の経験や教訓を決して忘れることなく、後世に語り継いでいくため、「いわての復興教育」や、家庭・地域との連携による防災教育を、計画的・継続的に推進していく必要があります。

3 心の教育の充実

豊かな心を育むことは人格形成の基本であり、震災後は特に、命の大切さ、自他の存在の価値、他者への思いやり、人や社会とのつながり、自然との共存、社会への

参画などについて、震災の教訓を生かした教育が推進されてきました。豊かな人間性を育む教育は、時代を超えて変わらない重要な課題であり、今後も一層重視していく必要があります。

今日の子ども達は、様々な積極性がある一方、生活が変化し、他者との良好な関わりが育ちにくいなどの問題点が指摘されています。

この背景として、家庭における教育の問題、地域社会における人間関係の希薄化、大人社会のモラルの低下、体験不足など憂慮すべき状況にあることから、心の教育の充実にあたっては、家族をはじめ、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら取り組んでいくことが必要です。

4 グローバル人材の育成

グローバル化、情報化社会が進展する中、英語をはじめとした外国語教育の強化や、国際理解を促進するための交流事業の推進等により、広い視野を持ちながら、地域と世界をつなぐグローバル人材の育成が求められています。

グローバル人材に求められる要素としては、単に語学力だけでなく、他者とのコミュニケーション能力や、主体性・積極性、社会貢献意識などが挙げられています。

震災後、日本全国・世界各国の様々な支援により、復興に向けた歩みを進めてきた本市においては、故郷に誇りや愛着を持ち、広く全国や世界に目を向けながら、社会に貢献したり、新しい価値を創造したりしていこうとする態度や能力を育成する教育を展開していく必要があります。

5 家庭と地域の教育力の向上

核家族化に伴い、子育てに悩みや不安を抱える保護者の増加などにより、家庭の教育力の低下が課題となっており、学習機会の提供や相談体制の充実などが必要となっています。

6 生涯学習の推進

ニーズに対応した多様な学習機会を提供するため、自主学習活動の支援や学習情報の提供など、関係機関と連携した取組が必要です。

また、学習の成果が地域課題の解決につながるような学びと活動の循環の取組が必要です。

7 芸術文化の振興

文化芸術活動の多様化、高度化に対応した学習機会の提供や、発表の機会の充実などにより、文化芸術活動への参加意識の高揚や自主的な取組を推進する必要があります。

また、多様な媒体を活用した情報提供や、多彩な芸術鑑賞の機会の提供により、市民が身近な場所で気軽に文化芸術活動を行うことができる環境づくりが必要です。

8 文化財の保護と活用

本市には、多くの有形・無形の文化遺産があり、これらの文化財を適切に保存・活用し、広く市民が親しめる機会の創出が必要になっています。また、歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画などの近年の文化財概念、構想を反映し、まちづくりに関わるような事業展開が望まれています。

さらに、本市に数多くある民俗芸能団体の後継者育成対策に取り組んでいく必要があります。

また、先人の知恵や技術、信仰や風習などの結晶として残されてきた文化財についても、市民のかけがえのない財産として保存・継承することが必要です。

9 生涯スポーツの推進

市民すべてが生涯の各時期にわたりスポーツ活動に親しむことは、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、健康で明るく豊かな活力ある地域社会を築くうえで極めて重要であり、より一層の普及奨励が求められています。

「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進するため、推進体制の充実と環境の整備が必要です。

第4章 基本姿勢

計画策定にあたっては、総合計画における部門別計画の位置付けのもとに時代の潮流を的確に見据え、次の4点を基本姿勢とします。

1 長期的展望に立った実効性ある計画づくり

長期的展望に立ち、教育問題を総合的に捉え、陸前高田市まちづくり総合計画における教育行政部門について、基本目標達成に向けての具体的な施策を明らかにし、実効性を高めます。

2 役割の分担・連携

学校教育、社会教育、スポーツの各分野におけるこれまでの成果や課題を踏まえて、学校や家庭、地域社会全体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携を図る方策を示します。

3 市民の参画

市民一人一人が、この計画の実現に向けて積極的かつ主体的に参画し、協力しながら実践できる体制づくりを目指し、市民との協働による良好な教育環境の創出に努めます。

4 地域の特性を生かす

豊かな自然環境や地域の産業、郷土の歴史や民俗芸能、スポーツを学校教育や社会教育に取り入れるなど、本市の特性を生かした教育振興策を示します。

第5章 めざす教育の将来像と基本目標

○めざす教育の将来像（テーマ）

「夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる 共生と交流のまち 陸前高田」を目指し、教育を取り巻く社会の変化や本市教育の課題を踏まえ、市民一人ひとりがそれぞれの個性を生かし、生涯を通じて創造的に学び続けることができ、共に歩むことができる生涯学習社会構築のため教育振興の基本目標を次のとおりにします。

「 郷土で学び夢を拓く、心豊かでたくましい人づくり 」

本市には、豊かで美しく、時に厳しい自然と先人が築いてきた優れた歴史・文化があり、この自然と文化の中で培われた、進取の気性や、粘り強く、あたたかい市民性があります。また、困難な環境の中にあっても、「人づくり」を大切にしてきた土壌があります。

この自然と歴史・風土・文化の中で、あらゆる困難を乗り越えて脈々と受け継がれてきた、たくましくも心あたたかい人間性は、市民の優れた持ち味として今なお健在です。

また、常に学ぶ心を持ち、ふるさと陸前高田への誇りと限りない愛着、新しいものを受け入れ、かつ創造性を生み出す気風があります。

21世紀に生きる私たちは、市民一人一人の個性を生かしながら、生涯にわたって自分自身に磨きをかけ、ふるさと陸前高田の限りない発展に関わりを持つことが必要です。

このようなことから、「郷土で学び夢を拓く、心豊かでたくましい人づくり」を教育振興の基本目標とします。

○基本目標

本市教育振興の基本目標の実現に向けて、震災復興計画を継承し、継続して東日本大震災からの復興に取り組むとともに、まちづくり総合計画の構成を基本としながら4の基本目標、9の基本政策、27の基本施策を展開することとします。

○ 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり（総合1）

陸前高田市震災復興計画に基づき、防災性の強化とともに、地域コミュニティを再生し、協働の精神を生かした新たな復興へのまちづくりを進めます。

- 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進する

基本目標 1 子どもたちを健やかに育むまちづくり（総合4）

心の教育の充実、意欲・関心の育成、少子化等への対応、学校裁量の拡大など、これからの課題を踏まえ、特色ある教育活動の中で、子どもたち一人一人の多様な個性や能力を大切に伸ばしながら、共に生きる心を育み（「個性と共生」）、基礎・基本の習得や自ら考える力など「生きる力」の育成を目指す学校教育を推進します。

基本政策 1 一人一人を大切にした学校教育を推進する

基本政策 2 知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりを推進する

基本政策 3 家庭や地域の教育力を高める

基本政策 4 安心・安全な学校教育環境を整える

基本目標 2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり（総合2）

市民が、生涯にわたる学習を通じて、生きがいのある充実した生活を送るため「いつでも、どこでも、だれでも」自分にあった手段や方法で学ぶことができるよう、人生を豊かにする生涯学習の推進に努めます。

家庭および地域の教育力の向上を目指し、家庭教育の充実を始めとした体験学習の促進と支援体制の確立に努めます。

また、生涯の各時期における教育機会の充実と生涯学習ボランティアなど、地域づくり活動を支援しつつ、魅力ある社会教育の推進に努めます。

市民が、生涯を通じて、文化に親しむ環境づくりを進めるとともに、地域の歴史と風土を生かした、多様で個性ある文化の創造を目指します。

基本政策 5 生涯学習を推進する

基本政策 6 地域の伝統や文化を大切にする

基本目標 3 とともに支え、健康に暮らすまちづくり（総合5）

ライフステージなどに応じた生涯スポーツ活動を、主体的・継続的に行うための条件整備に努めます。また、競技力の向上やスポーツイベントの開催に努め、総合的なスポーツ振興を図り、豊かなスポーツライフの実現を目指します。

基本政策 7 共生のまちづくりを推進する

基本政策 8 市民の健康づくりを推進する

基本目標 4 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり（総合 7）

夢アリーナたかた【総合交流センター、B&G 海洋センター】や、新たに整備する野球場、サッカー場を活用したプロスポーツ、各種スポーツ大会、スポーツ合宿や各種イベント等の誘致により、交流人口の拡大を図ります。

基本政策 9 地域資源を活かした観光振興を推進する

第2編 部門別計画

復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

第1章 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの復興を推進する

第1節 教育施設の復旧

◆現状と課題

- 東日本大震災において甚大な被害を受けた当市では、平成23年12月に陸前高田市震災復興計画を策定し、6つの復興のまちづくりの基本方向に基づき、被災者の住宅再建を最優先としつつ、災害に強い安全なまちづくりに向けた取組や賑わいのある中心市街地の再生に向けた取組を進めています。
- 被災した教育施設の復旧整備についても、震災復興計画に基づき、全ての人に優しく使いやすい施設整備の考え方のもとに、早期復旧を図ってきました。
- 学校施設については、高田東中学校が平成28年10月に完成し、3学期から新校舎での学校生活がスタートしており、気仙小学校が平成30年11月の完成に向けて現在整備を進めているところです。
- 社会教育施設については、中心市街地に大型商業施設と一体的に整備した図書館が平成29年7月に開館し、総合交流センターとB&G海洋センターがそれぞれ平成30年4月及び5月から供用を開始しているほか、現在、市民文化会館の平成31年度の完成に向けて工事を進めており、現在設計を進めている博物館の復旧整備についても平成32年度の完成を目指して進めることとしています。

◆主な取組内容

- 中心市街地のにぎわいの創出に向け、芸術文化の拠点施設として（仮称）市民文化会館の整備を進めます。
- 震災の記憶・記録の継承と併せ、貴重な地域の文化資源を新たな地域の経済・観光資源として活用を図ることができるよう、博物館の基本機能の充実を基盤に海と貝のミュージアムも兼ね備えた博物館の復旧整備を進めます。

◆主要事業

- （仮称）市民文化会館整備事業
- 市立博物館整備事業
- 社会教育施設災害復旧事業

(子どもたちを健やかに育むまちづくり (基本目標 1 (総合 4)))

第 1 章 一人ひとりを大切にした学校教育を推進する (基本政策 2 (総合 13))

◆**現状と課題**

- 東日本大震災以降、児童生徒の心のケアを最重要課題として取り組んできましたが、サポートが必要な子どもの数は減少していないことから、引き続き中長期的な視点から組織的・継続的に支援していく必要があります。
- 児童生徒数が減少している一方、学習や生活面で配慮を要する子どもの数は増加傾向にあることから、特別支援学級の設置のほか、特別支援教育指導補助員を各校に配置しています。
- 学校不適応（不登校）の児童生徒が毎年一定数出現しているため、適応支援教室を設置し、不適応解消のための相談活動や学習支援等を行っています。
- 市内の小中学校におけるいじめの認知件数は、毎年十数件となっています。児童生徒への意識調査によると、「いじめのない学校」は多くの児童生徒の強い願いであることから、根絶に向けた計画的・組織的な取組を継続していく必要があります。

◆**成果指標**

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
一人ひとりを大切にした学校教育の推進に満足している人の割合	%	62.2	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に70%となることを目指す
「こころとからだの健康観察」における要サポート児童生徒の割合	%	小 12.9 中 11.2	小 10.9 中 9.2	現状から2%の減少を目指す
学校不適応児童生徒出現率	%	小 0.13 中 2.65	小 0.00 中 2.35	現状においても全国の水準を下回っているが、更なる減少を目指し、小学校は不適応ゼロを目標とする
いじめ解消率	%	80.0	100.0	いじめの根絶を目指す

第 1 節 長期にわたる児童生徒の心のケアの実施

◆**主な取組内容**

- 震災等の影響によるストレスを抱える子どもたちへの組織的・継続的な支援による

心のケアや教育相談活動の充実に努めます。

◆主要事業

- スクールカウンセラーの配置
- 適応支援教室における教育相談員、適応支援員の相談活動
- 「ふれあい電話相談」の開設、「守リーフ」の配布
- 「心とからだの健康観察」の実施と活用
- 児童生徒連絡会議の開催
- 心のサポートに関する研修会の実施

第2節 配慮を要する児童生徒への支援の充実

◆主な取組内容

- 学習や生活面で配慮を要する子どもへの支援によるノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりの具現化、すべての子が豊かに学べる教育環境を実現します。

◆主要事業

- 特別支援教育指導補助員の適切な配置
- 就学支援（就学支援委員会、就学支援調査委員会、就学相談）の実施
- 言語検査、巡回指導の実施
- ことばの教室、幼児ことばの教室の開設
- 保小担任等教員研修会の開催

第3節 学校不適応児童生徒の不適応解消に向けた支援

◆主な取組内容

- 学校・スクールカウンセラー・教育相談員・適応支援員の連携による学校不適応児童生徒の学校復帰に向けた相談活動や学習支援を行います。

◆主要事業

- スクールカウンセラーの配置
- 適応支援教室における教育相談員、適応支援員の相談活動
- 「ふれあい電話相談」の開設、「守リーフ」の配布
- 児童生徒連絡会議の開催
- 教員研修（学校警察連絡協議会・生徒指導連絡協議会等）の実施

第4節 いじめのない、いじめを許さない学校づくりの推進

◆主な取組内容

- 学校・保護者・関係団体が連携し、いじめ防止の啓発や対策に関する実効的な

取組を推進します。

◆主要事業

- 「陸前高田市いじめ防止等のための基本的な方針」の運用
- いじめ防止等対策連絡協議会の開催
- 「ふれあい電話相談」の開設、「守リーフ」の配布
- いじめ早期発見のためのQ-Uテストの実施
- 児童生徒連絡会議の開催
- 教員研修（学校警察連絡協議会・生徒指導連絡協議会等）の実施

第2章 知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりを推進する（基本政策3（総合14））

◆現状と課題

- 市内の児童生徒の学力は、県平均や全国平均を若干上回っており、学力の定着状況は概ね良好です。
- 東日本大震災以降、震災の体験から得た生命の大切さや思いやり、郷土を愛する心を育む道徳教育や特別活動の充実が図られています。
- 運動能力調査の結果によると、本市の児童生徒ともに多くの種目で県平均を上回る結果となっています。
また、運動が好きな児童生徒と苦手な児童生徒が二極化しているといった課題も指摘されています。
- 急速な情報化社会への対応として、情報を主体的に活用したり、コンピュータの操作や情報モラルを身につけさせたりすることが一層重要となっています。
- 東日本震災後、日本全国・世界各国からの様々な支援により、復興に向けた歩を進めてきた本市においては、様々な交流活動が展開されてきており、児童生徒が広く全国や世界に向けて視野を広げる契機となっています。
- 望ましい勤労観・職業観の育成や、自らの生き方について考えるキャリア教育の一層の充実を図りながら、ふるさとの復興・まちづくりに主体的に関わっていこうとする意識を醸成していく必要があります。

◆成果指標

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に満足している人の割合	%	70.4	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に75%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
学習定着度状況調査における「授業の内容がわかる」と答えた児童生徒の割合	%	小 92.1 中 77.2	小 93.1 中 78.2	現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す
「人の気持ちがわかる人間になりたい」と思っている児童生徒の割合	%	小 66.0 中 80.0	小 68.0 中 82.0	現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す
体力・運動能力調査の総合評価全5段階のうちA・B・C段階の児童生徒の割合	%	小 76.0 中 82.7	小 78.0 中 83.7	現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す

第1節 確かな学力を育む教育の推進

◆主な取組内容

- 生きる上での知恵や、たくましく生き抜くための力の育成を全教育活動の中で展開することにより、基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成を図ります。

◆主要事業

- 教育研究所調査研究の実施
 - ・全国学力・学習状況調査、岩手県学習定着度状況調査の実施及び結果分析
 - ・市標準学力調査の実施及び結果分析
- 研究指定学校公開事業の実施
- 総合訪問、学校訪問の実施
- 研究主任研修会の開催
- 学級経営、教員の資質向上研修の充実
- 児童生徒の状況の公表による保護者・地域との連携・協働

第2節 豊かな心を育む教育の推進

◆主な取組内容

- 子どもたちの豊かな心を育成するために、心に響く道徳教育の推進や主体性を育む特別活動の推進、自然体験やボランティア活動などの体験活動の充実を図っていきます。
- よりよい人間関係を築く力や社会に参画する態度、自治的能力などの社会性を育成するために、異年齢などの集団活動を積極的に取り入れると共に、他地域の方々との

交流活動も推進していきます。

- 全ての子どもたちに育てたい感謝の心や挨拶、社会的マナー、真摯に学ぶ態度、人の痛みを理解する心などの育成のため、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進していきます。

◆主要事業

- 道徳教育や特別活動に関する研修会の実施
- 震災の教訓を語り継ぐ復興教育の推進
- 名古屋市絆交流事業等、各種交流事業の展開
- 学校図書館、読書指導の充実
- 市長と児童の語る会や職業理解学習等の実施
- 保小連携及び小中連携研修の実施
- 児童生徒の状況の公表による保護者・地域との連携・協働

第3節 健やかな体を育む教育の推進

◆主な取組内容

- 楽しみながら運動することで体力を向上することができる学校体育の充実を図るとともに、安全・安心な学校給食の提供及び食育をはじめとした健康教育を推進します。
- 学校・家庭・地域が連携しながら、放課後や休日の屋外遊びの奨励による運動の日常化や、食事・睡眠・休養等の基本的な生活習慣の確立に努めます。

◆主要事業

- 体力・運動能力調査の実施及び結果分析
- 「いわて元気・体力アップ60運動」の推進
- 体育実技研修会の開催
- 児童生徒健康診断の実施
- 食育に関する学校訪問指導の実施
- 学校保健委員会の開催
- 食物アレルギーへの対応

第4節 社会の変化に対応する教育の推進

◆主な取組内容

- 子どもたちが、様々な情報手段に慣れ親しみ、基本的な操作を身に付け、適切に活用できるようにするために、学校のコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を整備し、情報教育の推進を図ります。
- 様々な情報手段や視聴覚教材、教育機器などの教材・教具を適切に活用し、効果的に学習が展開できるようにするために、教員のICT（情報・通信技術）活用の指導力の向上に努めます。
- 環境教育、消費者教育、プログラミング教育などの現代社会の諸課題の指導に当た

っては、身に付けさせたい力を明確化し、各教科や総合的な学習の時間の中で教科間の連携・協力、さらには、教科の枠を越えた横断的・総合的な教育活動の展開の充実に努めます。

- 現代社会の諸課題に対応する教育を充実するために、学校だけでなく、学校・家庭・地域が相互に連携し、それぞれが適切に役割分担を果たしながら、一体となって教育が行われるように推進します。

◆主要事業

- 教育情報ネットワークの構築
- 情報教育の推進
- デジタル教科書や電子黒板の活用研修講座の開催
- 情報モラル教育に係る調査研究の実施
- 現代社会の諸課題に対応した教員研修の実施

第5節 夢と希望を拓くキャリア教育の推進

◆主な取組内容

- 将来、子どもたちが社会人・職業人として自立できる基礎的資質・能力を身に付けるために、学校、家庭や地域、関係機関が連携しながら、キャリア教育を一層充実させていきます。
- 郷土の復興のために懸命に頑張っている人たちの思いや生き様に触れる体験や学習を積み重ねていくことによって、故郷に対する誇りや愛着を育てるとともに、社会参画に向けた主体的な態度を育成していきます。
- 望ましい勤労観・職業観の育成や、幅広い視野を育成するために、市内外の企業の協力もいただきながら様々な体験活動を展開し、夢や希望を持ちながら主体的に人生設計を立て、進路選択できる能力である「人生設計力」を育成していきます。

◆主要事業

- 市内職場体験活動の充実
- 中学生職業理解学習「Make the future」の開催
- 名古屋市絆交流に基づく名古屋市での職場体験活動の実施
- 中高の連携による進路指導の充実
- 市長と児童の語る会の開催
- キャリア教育講演会の開催

第6節 グローバル人材を育成する教育の推進

◆主な取組内容

- 小学校外国語活動や外国語科の指導に当たっては、外国語指導助手などのネイティブ・スピーカーや教育機器の活用により、「外国語を用いて主体的にコミュニケーション

ョンを図ろうとする態度」の育成に努めます。

- 中学校外国語科では、小学校での学習との円滑な接続が図られるように、授業交流や指導計画など小中学校が連携した英語教育を推進します。
- 国際交流活動等の推進により、実際に英語を使う機会を設定しながら、児童生徒が英語への興味関心を高めながら「英語を使える」基礎的な力を培っていきます。
- 国際化が進み、陸前高田市でも様々な国や地域との交流が展開される中、多様な考え方や価値を理解し、他の文化を受け入れ、自らも広い視野が持てるようにするための国際理解教育の充実を図ります。

◇主要事業

- 外国語指導助手の学校への配置
- 教育研究所英語教育研修事業の実施
- 教職員海外派遣研修の実施
- 英語検定補助事業による受検機会の奨励
- アメリカクレスント市との交流活動の実施
- 民間や支援団体等外部人材を活用した体験的な英語活動の場の設定

第3章 家庭や地域の教育力を高める（基本政策4（総合15））

◆現状と課題

- 核家族化などによる地域のつながりの希薄化や、子育てや家庭教育について学ぶ機会の減少など、家庭教育の質的向上が課題となっています。また、社会全体で家庭教育支援に取り組む体制づくりの必要性が増していることから、学校・家庭・地域が連携して家庭の教育力の向上を図っていくことが必要です。
- 子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立している保護者に対し、相談できる相手とのつながりを持つ機会が求められています。
- 子どもの成長に応じて家庭教育の課題も変わってくることから、誕生から自立までその時々に応じた「学び」を支援していくことが重要です。
- 異なる年齢の子どもや異世代の地域の人々との関わりの中で、様々な体験の機会を提供して、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通じて情操を養うなど、子どもを育てていく環境を整備することが求められています。

◆成果指標

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
家庭や地域の教育力に満足している人の割合	%	69.9	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に75%となることを目指す
各種学級等参加者数	人	1,934	1,940	人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする
各種学級等参加者の評価	%	77.0	80.0	5年後（H35）に3%の増加を目指す
学校支援地域本部の設置数（累計）	箇所	9	10	市内の全ての小学校及び中学校単位での設置を目指す
学校支援ボランティアの登録者数	人	100	110	学校支援地域本部の設置数増加に合わせて、1割程度の増加を目指す
たかた子どもキャンパスの参加者数	人	212	220	人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする

第1節 たくましい子どもを育てる家庭教育の支援

◆主な取組内容

- 広く市民に家庭教育に関する学習情報や学習資料を提供し、家庭教育の重要性について関心と理解を深めるとともに、保護者の学習活動を促進します。
- 学校、保育所、子育て支援団体等と連携し、多様な機会を捉えて保護者の学習機会を提供するとともに、子どもの発達段階を踏まえた講座の開設など学習内容の充実を図り、家庭の教育力の向上に努めます。
- 図書館のおはなしらんどや・ブックスタートなど読書普及を通じて、乳幼児期からの読書活動を推進します。
- 関係機関や子育て支援団体等と連携した相談体制の充実、子育てに関するネットワークづくり、子育て支援関係者の活動支援や資質向上などの取組により、子育てに悩みや不安を抱える保護者の支援体制の強化を図ります。

◆主要事業

- 家庭教育支援事業（家庭教育学級、乳幼児学級、家庭教育講演会）
- 生涯学習推進事業（託児ボランティア）
- おはなしらんど開催事業

第2節 地域全体で子どもを育てる環境づくり

◆主な取組内容

- 放課後子ども教室の活用などにより、地域住民等の協力を得ながら多様な体験活動や学習支援の充実に努めます。
- 公民館を中心とした世代間の交流事業等による地域における文化の継承や地域住民による積極的な学習支援の取組を促進し、地域全体の教育力の向上を図ります。

◆主要事業

- 学校支援地域本部事業
- 地区公民館費

第3節 青少年の健全育成活動の推進

◆主な取組内容

- 青少年の発達課題や興味関心を踏まえながら、様々な体験活動やふるさとづくりを主体とした学習機会を充実し、次代を担う若者の育成を図ります。
- 親子での自然観察事業等の博物館子ども研究室の開催や地域や博物館と連携した「郷土の先人や歴史、文化、産業」を学ぶ活動を推進します。
- 明日の親となる中高生を対象に学習会や託児体験を通して、子どもを産み、育てることの喜びや意義、生命や家族の大切さについて、理解の促進を図ります。
- 「陸前高田市子ども読書プラン」に基づき、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭、地域、学校が協力し合って子どもの読書活動の環境整備・充実に努めます。また、読書活動を進めているボランティアとの連携により、地域や学校で活躍できる読書ボランティアを養成するとともに、おはなし会などを開催し、幼児期における読書習慣の普及及び環境の充実に努めます。

◆主要事業

- 成人式開催事業
- 青少年各種体験活動事業
- 生涯学習推進事業（中高生ボランティア事業）
- 博物館教育普及事業

第4節 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進

◆主な取組内容

- 地域全体で学校を支えることができるよう、保護者や地域住民による学習支援活動、登下校の安全確保のための活動等の積極的な取組を推進します。
- 地域における学校との連携体制を整備し、「学校を核とした地域づくり」を推進するため、従来の地域学校支援本部の取組を拡充し、コーディネート機能の充実、幅広い地域住民の参画、継続的・安定的な活動の継続を図ります。

- 学校や地域の特色や実情を踏まえつつ、学校と地域の協働の取組が効果的に図られるようコーディネーター人材の確保や資質向上など、持続可能な体制の整備を進めます。

◆主要事業

- 学校支援地域本部事業

第4章 安心・安全な学校教育環境を整える（基本政策5（総合16））

◆現状と課題

- 学校防災機能の強化については、全ての小中学校に非常用品が整備・保持されるとともに、非常通信手段として停電時でも使用可能な衛星電話が配備されています。
- 通学路の安全性の確保に向けて、通学路合同点検を実施することにより、危険個所の把握や改善に向けた対策を講じています。また、浸水区域や遠距離通学への対応として、スクールバスを運行しています。さらに、通学路の状況も刻々と変化するため、定期的な状況把握や安全指導の徹底が必要です。
- インターネット上での誹謗・中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題が社会問題化しており、家庭とも連携した情報モラル教育の徹底が必要となっています。
- 震災の教訓を踏まえ、市独自の防災教育副読本を作成し、防災教育が各校で展開されています。今後、震災の教訓を風化させず、語り継いでいくための防災教育のあり方が課題です。
- 近年、夏の異常高温による児童生徒の熱中症の危険性が高まっており、設備面を含めた対策が重要な課題となっています。

◆成果指標

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
学校教育環境に満足している人の割合	%	66.0	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に70%となることを目指す
通学路安全点検危険箇所改善率	%	35.0	40.0	現状から約5%増を目指す
学校教育計画の中に防災教育を位置づけ、実践に取り組んでいる小中学校の割合	%	100.0	100.0	現状を維持し、防災教育の継続を目指す

第1節 小中学校の安全と教育環境の整備

◆主な取組内容

- 学校施設の点検・整備や学校の防災機能の強化による、安心して学べる教育環境の整備に努めます。
- 通学路合同点検による危険個所の把握や、改善に向けた対策を毎年講じながら、通学路の安全性の確保に努めます。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携しながら、子どもたちに情報モラル（情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度）を身に付けさせる指導の充実に努めます。

◆主要事業

- 学校防災機能の強化
 - ・非常用品（災害対応用備蓄品等）の整備・保持
- 通学路安全推進協議会の開催
- 通学路安全点検の実施と安全指導の徹底
- 被災児童生徒支援並びに遠距離通学支援（スクールバス運行）の実施
- 熱中症対策に向けた学校設備の改善
- ネットトラブルに巻き込まれないための情報モラル教育の推進
- 遊具の安全点検の実施

第2節 自らの命を守り抜くための防災教育の推進

◆主な取組内容

- 防災教育副読本を活用した実践や家庭・地域と連携した取組を推進することにより、自らの命を守り抜くために主体的な行動ができる能力の習得や、安全・安心な社会づくりに貢献できる態度の育成に努めます。

◆主要事業

- 各学校の実態を踏まえた実践的、系統的な防災教育の実施
- 防災教育副読本「明日のために」の活用推進や内容の改訂
- 防災教育実践発表会の開催
- 地域防災指導者の活用
- 学校危機管理マニュアルの改善
- 家庭や地域と連携した避難訓練等の推進

快適に気持ちよく暮らすまちづくり（基本目標 2（2））

第 1 章 生涯学習を推進する（基本政策 6（総合 5））

◆現状と課題

- 市民がいつでも・どこでも・だれでも学び、学び合い、生きがいを持って健康で豊かな生活を過ごしていくうえで、生涯にわたって学び続けられる環境づくりが求められています。
- 社会情勢の変化に伴って個人の価値観やライフスタイルが多様化するなか、市民の学習に対するニーズも多様化してきていることから、ニーズに応じた学習機会の充実が必要です。
- 市民が生活していく中で気軽に学びの機会が得られ、自主的、自発的に学習活動が行なえるよう、学び始めるためのきっかけづくりが必要です。
- 少子高齢化に伴う人口減少や住民間にあった「地縁」の希薄化などによって地域コミュニティの機能が弱体化してきています。また、震災復興に伴い新たな地域コミュニティの形成が必要とされていることから、学びを通じた地域活動やボランティア活動などの活性化を促し、地域コミュニティの維持・再生が図れていくことが期待されています。
- 多くの市民が教養の向上や調査研究等の学習活動の場として利用できるよう、社会教育施設の利便性及び機能の向上を図り、整備充実に努めていく必要があります。

◆成果指標

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
生涯学習の推進に満足している人の割合	%	69.7	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に75%となることを目指す
各種講座等参加者数	人	6,200	6,200	人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする
各種講座等参加者の評価	%	90.0	92.0	5年後（H35）に2%の増加を目指す
博物館利用者数	人	0	14,000	海と貝のミュージアムを付随した施設であることから、沿岸部の類似博物館平均入館者数の約2倍の入館者数を目標とする

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
図書館利用者数	人	31,408	50,000	県内の対象人口が同規模の施設の利用者数を超える利用者数を目標とする
市民文化会館利用者数	人	0	63,000	沿岸部の公立文化施設の平均利用者数を目標とする

第1節 多様な学びの機会の充実

◆主な取組内容

- 多様化する市民の学習ニーズの的確な把握に努め、様々な関係機関・団体との連携・協力により「生涯学習出前講座」のメニューの充実や現代的な課題解決に資する講座等を開設し、ニーズに応じた幅広い学習機会の拡充を図ります。
- 市民が学習活動に取り組むきっかけとなるよう、市広報やホームページなどで広く学習情報の周知を図るとともに、指導者等の情報収集を行い、充実した相談体制を整備します。
- 自主グループが自発的に学習活動に取り組み、主体的な活動が継続できるよう、学習活動の支援を図ります。

◆主要事業

- 学習情報の提供（広報りくぜんたかた・ホームページ）
- 生涯学習のつどい
- 大学との連携による公開講座
- 生涯学習出前講座
- 自主企画講座支援事業

第2節 学びを通じた地域づくり

◆主な取組内容

- 地域に密着した学習・文化活動の拠点施設である地区公民館との連携により、地域住民の交流や地域課題の解決など、地域づくりにつながる学習活動の充実に努め、学習活動を通じた地域づくりを推進します。
- より身近な場所で学習機会が得られるよう、地区公民館を中心とした地域の学習拠点の充実に努めるとともに、自治会単位で取り組む学習活動を支援します。
- 青年団体や女性団体等をはじめとする地域で活動している社会教育関係団体の活性化を図り、自主的な活動を促進するとともに、その活動を支援します。
- 学習活動を通じて培った知識や技能をボランティア活動や地域づくりに生かし、地域社会で活躍する人材の育成に取り組みます。

◆主要事業

- 地区公民館各種学習事業
- 社会教育関係団体育成事業
- 指導者等人材育成事業

第3節 学びの場となる施設の整備・充実

◆主な取組内容

- ニーズに応じた多様な図書資料の整備と適正な管理に努め、図書館システムを活用した情報提供、レファレンスへの的確な対応、移動図書館による巡回などにより利用者の利便性の向上を図り、図書館機能の充実に努めます。
- 子どもの読書活動を推進するため、読書ボランティア団体との連携により地域や学校で活躍できる読書ボランティアを養成するとともに、おはなし会やブックスタートなどを開催し、子どもの読書習慣の普及及び環境の充実に努めます。
- 今後、復旧整備を予定している博物館においては、被災資料の修復に継続して取り組み、震災の記録の継承と文化財再生の取組の成果の発信の活動を進めます。
- 歴史や文化財への興味と関心を高め、郷土を愛する心を培うため、小中学校、高等学校、公民館等と連携して体験学習や出前講座などの教育普及事業を推進します。
- 収蔵資料の多面的な活用による企画展、特別展等を開催し、地域の歴史・文化に関する市民の学習活動を支援します。

◆主要事業

- 図書館管理運営事業
- 移動図書館事業
- 図書館情報管理システム運営事業
- 子どもの読書推進事業
- 博物館管理運営事業
- 教育普及事業

第2章 地域の伝統や文化を大切にする（基本政策7（総合4））

◆現状と課題

- 心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活の実現に向けて、市民一人ひとりが文化芸術に親しむ機会を確保していく必要があります。
- 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用していくためには、まちづくりや観光など、多方面の分野における施策との連携を図っていく必要があります。
- 市民の文化に対するニーズも多様で高度なものに変化しており、ニーズに適応した事業展開が求められています。
- 先人たちによって受け継がれてきた自然・歴史・文化資源を活かした「陸前高田らしさ」を、まちづくりや将来を担うこどもたちに受け継いでいくことが望まれています。

す。

- 津波で被災した地域に根差した文化財の再生を目指して、国内外の専門機関などの支援を受けながら取り組んでいます。
- 小中学校の総合的な学習時間などにおいて、郷土の自然・歴史・文化に関する探究学習活動の機会を設けています。
- 民俗芸能や民俗技術などの文化財については、後継者の育成が最重要課題となっています。
- 歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画などの近年の文化財概念や構想を反映し、まちづくりに関わるような事業展開が望まれています。

◆成果指標

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
地域の伝統や文化の保護・活用に満足している人の割合	%	56.7	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に70%となることを目指す
市民芸術祭参加者数	人	1,881	1,900	人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする
文化財報告会及び展示会参加者数	人	323	330	〃
教育普及事業（出前講座、博物館教室、中沢浜貝塚関連事業）参加者数	人	305	310	〃

第1節 みんなが親しめる多様な文化芸術活動の推進

◆主な取組内容

- 小中学生を対象とした青少年芸術鑑賞事業などを行い、子どもたちの「生きる力」の核となる豊かな感性の醸成に努めます。
- 市民芸術祭の開催などにより発表の場を提供し、市民の文化活動への参加意識の高揚を図ります。
- 市広報、インターネット等の多様な媒体を活用し、文化芸術に関する情報提供に努めます。
- 市芸術文化協会をはじめとする文化芸術団体の活動を支援し、身近な場所で気軽に文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。

◆主要事業

- 芸術文化振興事業

- 青少年芸術鑑賞事業

第2節 自然・歴史・文化資源の保護と継承

◆主な取組内容

- 歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画などの策定を通して、「陸前高田らしさ」を示す自然・歴史・文化資源の体系的な将来への継承に努めます。

◆主要事業

- 文化財保護活用事業
- 吉田家文書解読事業
- 中沢浜貝塚歴史防災公園整備事業
- 吉田家住宅復元事業
- 民俗資料整理事業
- 市立博物館被災資料修復・保管事業
- 博物館教育普及事業

第3節 歴史と風土に培われた文化財の保存と活用

◆主な取組内容

- 文化財の調査、研究を進め、貴重な文化財については指定・登録を行うことにより、文化財の適切な保存管理に努めます。
- 埋蔵文化財の保護と開発事業との調整に努め、適切な保存管理を図るとともに、発掘調査の実施と調査体制の整備を図ります。
- 市内の各分野の資料について、収集・整理・調査研究・保存に努め、展示公開や情報提供等により収蔵資料のより広範で有効な活用を推進します。

◆主要事業

- 文化財保護活用事業
- 埋蔵文化財緊急発掘調査事業
- 吉田家文書解読事業
- 中沢浜貝塚歴史防災公園整備事業
- 吉田家住宅復元事業
- 復興事業地埋蔵文化財発掘調査事業
- 民俗資料整理事業
- 市立博物館被災資料修復・保管事業
- 博物館教育普及事業
- 特別企画展事業

第4節 文化活動を育てる環境の整備

◆主な取組内容

- 市民文化会館の自主事業などにより、幼児・青少年から市民各層まで、幅広い市民を対象とした優れた芸術鑑賞機会の拡充・提供を図ります。
- 博物館における企画展示や教育普及事業など文化財に触れ親しむ機会の充実に努め、文化財愛護思想の普及を図ります。
- 民俗芸能などの無形文化財の保存・伝承を進めるため、地域や保存団体、学校の連携による民俗芸能の伝承活動の促進を図り、公開発表の場を確保するとともに、記録保存などを進めます。

◆主要事業

- 芸術文化振興事業
- 博物館教育普及事業
- 特別企画展事業

ともに支え、健康に暮らすまちづくり（基本目標 3（総合 5））

第 1 章 共生のまちづくりを推進する（基本政策 8（総合 17））

◆現状と課題

- ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりをテーマに、世界に誇れる美しい共生社会の実現に向けて、平成 27 年に策定したアクションプランに基づき、取組を進めているところです。
- 障がいの有無や性別、年齢などを問わず、すべての人がスポーツに親しむことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や障がい者スポーツ活動の支援体制などの環境を整えることが重要です。

◆成果指標

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
共生のまちづくりの推進に満足している人の割合	%	45.6	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が 5 年後（H35）に 60% となることを目指す

第 1 節 すべての人がスポーツに親しむ環境の整備

◆主な取組内容

- 夢アリーナたかたを生涯スポーツの活動拠点として、障がい者スポーツの体験イベントや幅広い層の参加が可能なニュースポーツの教室開催など、気軽に楽しめるスポーツレクリエーションの普及奨励を図ります。
- 関係機関と連携し、障がい者スポーツに関する講習会や研修会等への参加の機会を広く提供し、障がい者スポーツの指導者養成に取り組みます。

◆主要事業

- 小友グラウンド管理運営事業
- 長部グラウンド管理運営事業
- 保健体育施設管理運営事業
- 保健体育施設建設事業費

第 2 章 市民の健康づくりを推進する（基本政策 9（総合 18））

◆現状と課題

- 市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、健康づくりを

推進するために、夢アリーナたかたなどの利用を促進するとともに、学校体育施設の開放事業をさらに推進するなど、スポーツ施設の整備・利用促進に努めます。

- スポーツ・レクリエーション活動やニュースポーツの普及を図るため、各種スポーツ教室の開催や出前講座などへの指導者の派遣などを行っています。
- 競技スポーツの普及や底辺拡大に資するために各種大会を開催するなど、大会の開催を奨励しています。

◆成果指標

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
チャレンジデー参加率	%	76.1	75.0	震災後の過去5年間の平均(73.7%)以上の参加率の維持を目標とする
スポーツ教室等参加者数 (延べ人数)	人	56	600	平成30年度に総合交流センターを供用開始し、スポーツ教室の開設を拡充したことから、平成30年度の見込み(495人)の20%増を目標とする
夢アリーナたかた(総合交流センター、B&G海洋センター)利用者数	人	0	160,000	県内沿岸市の体育館の平均利用者数と、震災前のB&G海洋センター利用者数の合計人数を超える利用者数を目標とする

第1節 多種、多様なスポーツ団体の育成、競技力の向上等

◆主な取組内容

- 市体育協会、総合型スポーツクラブ、学校等と連携し、スポーツ推進体制の強化を図ります。
- 市体育協会や、競技団体、スポーツ少年団の活動を支援し、各種競技の選手の育成及び競技力向上を図ります。
- 指導者を対象とした各種講習会や研修会等への参加を推奨し、資格取得と資質向上を図るなど、スポーツリーダーの養成に取り組みます。

◆主要事業

- 社会体育振興事業

第2節 市民のスポーツの機会の創出

- スポーツ推進委員、各地区の体育協会、コミュニティ推進協議会等と連携し、指導者やスポーツ推進委員を地域でのスポーツ行事等における講師として積極的に活用するなど、各地区における生涯スポーツの推進を図ります。

- レクリエーション、ニュースポーツ、障がい者スポーツなどを含めた多様な種目のスポーツ教室やスポーツ大会を開催し、年齢や体力に合わせてスポーツに取り組むことのできる機会を提供し、生涯スポーツの普及奨励を図ります。
- チャレンジデーや市民マラソン大会、市民体育大会など多くの市民が参加できるスポーツイベントを開催することにより、各種スポーツへの関心を深めるとともに、市民相互の親睦と健康づくりを推進します。
- 市内小中学校の体育施設を開放し、身近なスポーツ活動の場を提供します。
- スポーツ施設の維持管理を適切に行うとともに、施設の長寿命化が図られるよう予防的な維持保全に努めます。

◆主要事業

- 生涯スポーツ振興事業
- 学校体育施設開放事業
- 小友グラウンド管理運営事業
- 長部グラウンド管理運営事業
- 保健体育施設管理運営事業

活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり（基本目標 4（総合 7））

第 1 章 地域資源を活かした観光振興を推進する（基本政策 9（総合 29））

◆現状と課題

- 本市においては、宿泊施設の不足などにより、通過型の観光が主となっており、経済効果が低い状況となっている。
- 受け入れ態勢の強化に加え、従来のイベント開催や地域文化を活用した観光メニューのほか、新たな観光資源を活用した観光地づくりが求められています。

◆成果指標

成果指標項目	単位	現状値	目標値 (H35)	目標設定の考え方
地域資源を活かした観光振興の推進に満足している人の割合	%	34.4	50.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に50%となることを目指す

第 1 節 スポーツ施設を活用した交流人口の拡大

◆主な取組内容

- 夢アリーナたかた（総合交流センター、B&G 海洋センター）や、新たに整備する野球場、サッカー場などのスポーツ施設を活用し、プロスポーツ、各種スポーツ大会、スポーツ合宿や各種イベント等を誘致することにより、交流人口の拡大を図ります。

◆主要事業

- スポーツ交流推進事業